

約束
7

職員地域活動参加促進事業（エリア担当制度）

配付資料 1

人事課

目的

代表的な地域活動の主体である町会活動に、地域を担当する職員（エリア担当職員）を配置し、積極的に地域課題の解決に向けて助言や協力、情報提供を行うなど、地域と行政とのパイプ役となって支援していくとともに、地域と一緒に前向きに取り組むことができる職員を育成します。



現状と課題

- 職員間における地域活動のバラツキ

【地域活動参加職員の割合】

H21（基準値） 48%

H25（目標値） 65%

- 住民の地域活動に対する希薄化

担当業務

エリア担当職員

- ①地域課題の把握や地域への情報提供など
 - ⇒ 担当町会の依頼等による会議等への出席
※町会長への定期的なコンタクトによる課題の吸い上げ
 - ⇒ 担当地区における市政懇談会などへの出席
 - ⇒ 担当課への公共物の破損や危険個所の連絡（エリアレポーター）

- ②担当エリアにおける課題解決のための協力
 - ⇒ 関係課との調整や連携
※既に、担当課と十分に連携が取れている事案については除く。

- ③施策推進の業務 ⇒ 市長が必要と認める業務
※活動検討会議において、活動業務を検証する。

ただし、業務として町会の事務や行事の運営などは行わない。
例えば… 冠婚葬祭、祭礼の手伝い、行政への提出書類の作成
個人的な要望や苦情の処理 など

めざす姿

- 地域力を高める取り組みの醸成（市民と行政の協働）
- 職員の自主的な地域活動参加への促進（意識改革）
- 職員の政策形成や課題解決、コミュニケーション能力の向上

～エリア担当制度の概要～

- 位置付け 公務（通常業務と兼務）
- 対象職員
- 課長補佐級職員～概ね採用から10年を経過した職員
※公募は、全職員を対象とする。
 - 課長級職員（リーダー）
- 対象エリア
- 町会連合会26地区に対して、それぞれの町会数に応じ2～6名の職員を配置。（未加入町会も含む）
うち1名は、課長級職員を配置。
※住所地又は出身地とする。
ただし、岩木・相馬地区及び各出張所の管内の地区町会は、それぞれ所属する職員を配置する。
- 募集等
- 推薦（部等の範囲）、公募、選任（課長級職員）
- 期間等
- 2年間。（再任を妨げない。）
- その他
- エリア担当職員として任命。
 - 終了後は、活動評価を実施。

前期

